

平成 28 年度 高知県農林業基本対策審議会：農業部会

日時：平成 28 年 8 月 2 日（火曜日） 11:00～12:15

場所：高知共済会館 3 階「桜」

出席者

（農業部会委員）

山村 明伸、門田 ゆかり、川井 由紀、高松 伸夫、野中 文代、久岡 隆、
古谷 純代、山本 哲一郎、遠藤 貢司、常光 嘉子、中村 富貴、和田 安彦

（県農業振興部）

味元農業振興部長、西本農業振興副部長、杉本農業政策課長、二宮参事兼
産地・流通支援課長、元木農地・担い手対策課長、井澤協同組合指導課長、
松村環境農業推進課長、有馬地域農業推進課、谷本畜産振興課長、松尾農
業基盤課長

【開会】

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、高知県農林業基本対策審議会農業部会を開会させていただきます。

私は農地・担い手対策課、課長補佐の西窪と申します。議事に入りますまでの間、進行係を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の部会につきましては、お手元にお配りしております「会次第」に従いまして進めていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、農業振興部の味元部長からごあいさつを申し上げます。

【 農業振興部長挨拶 】

（味元農業振興部長）

こんにちは。高知県農業振興部長の味元でございます。委員の皆様方におかれましては、何かと御多用の中、また大変お暑い中を高知県農林業基本対策審議会農業部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろは、官民協働で取り組んでおります産業振興計画の推進につきまして、ひとかたならぬご支援・ご協力を賜っておりますことを心からお礼申し上げます。

す。

さて、本日、ご審議をいただきますのは、「農業振興地域整備基本方針の変更について」でございます。

この基本方針は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づきまして、県が策定をしているものでございますが、国の定める「農用地等の確保に関する基本指針」が変更され、確保すべき農用地等の面積の目標等の内容が見直しをされましたことから、現行の基本方針を変更することになったものでございます。

申し上げるまでもなく、本県におきましては、過疎化・高齢化の進行に伴う担い手の減少や、農業以外の土地利用の需要などによりまして、農地が減少し続けていることが大きな課題となっております。また、農地につきましては、食料の安定的な供給だけではなく、国土や環境の保全、水資源の水源のかん養といった面で、大きな役割が果たされていますので、より一層、農地の確保に向けた取り組みを進めていくことが重要となってまいります。

こうした状況を踏まえまして、この度の基本方針の変更に当たりましては、第3期「高知県産業振興計画」とも整合性を図りながら、農地の確保などの基本的な方向性をお示しするようにいたしております。

新しい基本方針につきましては、県民の皆様や市町村の皆様のご意見やご提案をお聞きいたしながら、当部会での審議をいただき、国との協議を経まして、県民の皆様にお示ししたいと考えているところでございます。

委員の皆様方には、十分ご審議の程、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

【委員紹介・会議成立報告・会議次第説明】

(事務局)

よろしく申し上げます。

農業部会に属する委員、それから特別委員及び部会長につきまして、会長から既に指名をさせていただいております。

では、本日まで出席いただいております委員の皆様方をご紹介させていただきたいというふうに思います。会次第の次のページに名簿を載せておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それではまず、

山村部会長でございます。

門田委員でございます。

川井委員でございます。

高松委員でございます。

野中委員でございます。

久岡会長でございます。

古谷委員でございます。

山本委員でございます。

遠藤特別委員でございます。

常光特別委員でございます。

中村特別委員でございます。

和田特別委員でございます。

本日は以上、12名の委員のみなさんにご出席をいただいております。

本日は、農業部会委員15名のうち、過半数の委員の皆様のご出席をいただいておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、岩崎委員、西井委員、竹内特別委員におかれましては、本日、欠席との連絡をいただいております。

それでは、本日の議事であります、農業振興地域整備基本方針の変更について、諮問をさせていただきます。

この農業振興地域整備基本方針の変更につきましては、高知県農林業基本対策審議会運営要領第3の5の(3)にございます、農業振興地域の整備に関することにつきましては、「農業部会の審議をもって審議会の審議にかえるもの」と規定されております。ということがありまして、農業部会での審議をお願いするものでございます。

それでは、農業振興地域整備基本方針の変更につきまして、農業振興部長より諮問をさせていただきます。

【諮問】

(味元農業振興部長)

高知県農林業基本対策審議会会長 様

農業振興地域整備基本方針の変更について、高知県農林業基本対策審議会運営要領第3の5の(3)の規定により諮問します。

平成28年8月2日

高知県知事 尾崎正直

どうかよろしくお願いいたします。

(山村部会長)

審議させていただきます。

(事務局)

皆様、どうかよろしく申し上げます。

委員の皆様方には、諮問書の写しを配布させていただきます。

それでは、議事の方に入ってまいりたいわけですが、資料の確認をお願いしたいと思います。

事前にお持ちをした、もしくは配付をさせていただいた資料もございしますが、本日改めて一式を机の上に置かせていただいています。

最初の会次第、それから名簿、農業振興地域整備基本方針の概要。それから、高知県農業振興地域整備基本方針の改正案。最後になりますが、横になっていますが、高知県農業振興地域整備基本方針の新旧対照表といった資料をご用意させていただいております。もし、ないという方がおいでましたら事務局の方をお願いしたいと思います。

そうしましたら、これから議事の方に入ってまいりたいと思います。

部会の議長につきましては、農林業基本対策審議会条例第8条第4項の規定によりまして、部会長がなることになっております。

恐れ入りますが、これからの進行につきましては山村部会長様の方をお願いしたいと思います、よろしくお願いたします。

【議事開始】

(山村部会長)

皆さん本日は大変ご苦勞様でございます。また、遠藤特別委員さんにおかれましては、東京からということで、遠路大変ご苦勞様でございます。感謝申し上げます。

議事に入ります前に、ひと言ご挨拶を申し上げます。

先ほども、味元農業振興部長のご挨拶にもありましたとおり、農業・農村を取り巻く情勢は非常に厳しいものがございます。とりわけ過疎化、高齢化の進展に伴います担い手の減少や農業以外の地域事業の需要、耕作放棄地の増加などによりまして、農地面積が減少し続けていることが大きな課題になっております。農地につきましては、食料を供給するという役割に加えまして、国土や自然環境を保全する。いわゆる公益的、多面的機能を将来に向かって維持、発揮していくことが期待をされております。

このような農地の重要な役割を考えますと、農業者、農業団体、行政が一体となって農地の確保に向けた取り組みを進めていかなければなりませんし、本県の農業・農村を立て直すためには、農地の確保に向けた取り組みが必要不可欠になっていると考えています。

本日の議事でございます農業振興地域整備基本方針の変更は農地の確保などの基

本的な方向性を示す大変重要なものがございますので、委員の皆様におかれましては十分なお審議をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは座らせていただきます。

それでは、これから議事に入りますけれども、審議会運営要領第5の1に規定されております議事録の署名委員でございますけれども、私の方からご指名させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、指名させていただきます。高松委員さんと山本委員さんに本日の議事録の署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、これからの本日の議事の流れてございますが、まずは農業振興地域整備基本方針の変更につきまして、県からの説明を受け、その後意見交換を行いたいと思います。それでは、元木農地・担い手対策課長から議案の説明をお願い申し上げます。

(元木農地・担い手対策課長)

農地・担い手対策課長の元木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、座ってご説明の方をさせていただきます。

基本方針の本文のご説明に入る前に、まず、こちらの概要につきまして説明申し上げます。

1枚の両面でご用意しております概要書の方をご覧いただければと思います。

農業振興地域整備基本方針の概要でございます。

この基本方針の位置づけでございますけれども、この基本方針というものは、農業振興地域の整備に関する法律、通常農振法と呼ばれているものでございます。こちらの第4条の規定によりまして、都道府県知事がおおむねこの先10年を見通して定めるものとなっているところでございます。

下の図に書いてございますとおり、まず、国が農振法に基づきまして、基本指針と呼ばれているものを定めまして、それに基づいて各都道府県が基本方針、こちらを定めていくものでございます。下の真ん中の方でございますけれども、「基本方針変更の趣旨」ということでございます。(2)番の方をご覧いただければと思いますけれども、今回の基本方針の変更でございます。こちら、平成27年3月に新たな食料・農業・農村基本計画、こちらが閣議決定されておりまして、そちらにおきまして農地面積の見通しの方を閣議決定されているところでございます。こちらを踏まえて、さっき申し上げました国の基本指針、こちらにおける確保すべき農用地等の面積の目標、こちらの内容が変更されました。それに伴いまして、本県における確保すべき農用地等の面積の目標について変更を行う必要が生じたというところ

ろでございます。

なお、この変更につきましては、平成 28 年 3 月に策定しました第 3 期の『高知県産業振興計画』とも整合性をとり、見直しを行わせていただいたところでございます。

また、その下の「基本方針の概要」というところをご覧いただければと思います。

(1) でございますけれども、この基本方針でございますけれども、大きく三つの章に分かれております。まず一つとしまして、「確保すべき農用地等の面積の目標その他農用地等の確保に関する事項」、第 2 章としまして「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」、第 3 章として「基本的事項」となっております、この 3 章構成につきましては、農振法の第 4 条第 2 項に基づいて決められているところでございます。

また、(2) でございますけれども、本日ご審議をいただくところではございませぬけれども、その後でございますが、農林水産大臣の方に内容の方を協議することになっております。また、基本方針の中におきまして「農用地等の確保に関する事項」とあと「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」この二つにつきましては、農林水産大臣の同意を得るということになっているところでございます。

裏側、2 ページ目をご覧いただければと思います。上の方にございますけれども「これまでの経緯と今後の予定」でございます。下の図にございますとおり、平成 27 年 12 月 24 日に 国から「農用地等の確保等に関する基本指針」こちらが示されたところでございます。この基本指針を受けまして、いろいろと市町村及び県の内部でも、調整等をさせていただいたところでございます。そのようにして作成した案につきましては、平成 28 年 6 月 23 日からパブリックコメントの方を実施させていただきました。この結果、特段にご意見の方はいただいているところでございませぬ。

そして、平成 28 年 8 月、本日でございますけれども審議会、農業部会の方へ諮問の方をさせていただいたところでございまして、本日、ご承認をいただければ、下にございますとおり、農林水産大臣の協議の方をさせていただきまして、こちらの方に、一カ月ほどかかる見込みでございまして、終わりましたら公表の方をしたいと考えているところでございます。

以上、ざっくりとしました概略の方をまずご説明させていただきました。

次に、本文の方のご説明のほうに移らせていただければと思います。基本方針の本文の方をご覧いただければと思います。

まず、1 ページ目でございますけれども、こちらの「はじめに」につきましては、先ほどご説明をしました概要の方の中身でございますので、省略の方をさせていた

だきたいと思います。

それでは、2 ページ目の方をご覧いただければと思います。以後、改正のあった点を中心にご説明の方をさせていただければと考えています。

まず、2 ページ目第 1 章でございます。「確保すべき農用地区域内農地面積の目標その他農用地等の確保に関する事項」ということでございます。この基本方針におきまして、一番中心と部分になると考えているところでございます。

基本方針の目標の年度でございます。10 年後ということで平成 37 度におけます農用地区域内の農地の確保面積を推計しているところでございます。因みに農地とは田・畑・樹園地を指しているところでございます。

農用地区域内農地の確保面積につきましては、平成 27 年度に調査しました「確保すべき農用地等の面積の達成状況について」という調査がございまして、これによります平成 26 年 12 月現在の数値をベースとして、過去のすう勢などいろいろ分析し、推計したところでございます。なお、面積の単位につきましては国の定めております基本指針と合わせて千 ha 単位というところになっているところでございます。

まず、2 ページの表にございます一番上の欄をご覧いただきたいと思います。

平成 26 年 12 月現在の農用地区域内農地面積ということで、28,900ha と書かせていただいています。この面積をベースとしまして、まず過去のすう勢を参考にした推計を行いました。すう勢の内容というところの表の上の中をご欄いただければと思います。

まず、農用地区域内からの除外関係でございます。

一般農地の転用案件でございますとか公共事業の案件、自然状況ですとか農業経営の動向によりまして、農用地区域内からの除外面積をするところでございまして、こちらが今後 10 年間で 300ha 転用があるというふうに推計しているところでございます。

次の農用地区域内における荒廃農地の発生関係でございますけれども、こちらでございまして、過去の推計等を踏まえて、800ha と推計をしているところでございます。

これまでのすう勢が、今後継続した場合の、平成 37 年度における農用地区域内農地面積というところで、この 300ha と 800ha を足しまして 1,100ha は減少しまして、27,800ha になるとまず推計をしているところでございます。

次に、中段、中程にございますけれども農振法・農地法の適切な運用でございますとか、また農業振興のための諸施策の推進など、こちらを考慮した推計を行いました。

その下でございましてけれども、農用地区域への編入でございます、まず。こちら

で 100ha ほどを考えているところでございます。また、農用地区域内における荒廃農地の抑制関係でございますけれども、農地中間管理機構の借入れをはじめとしまして、そうした施策の効果が続くと推計して 300ha をプラス。また多面的機能の支払い関係でございます。こちらがもたらす効果としまして 10ha、合計 310ha ほどの荒廃農地の発生が抑制されると推計しているところでございます。

また、その下でございますけれども、荒廃農地の再生の関係でございますけれども、すでに存在している荒廃農地のうち再生の利用が可能な農地として 300ha ほどが再生されるのではないかと推計しているところでございます。なお、その下でございますけれども、都道府県において独自に考慮すべき事由としまして、高知県におきましては独自に考慮すべき事由としまして、山林原野化してしまうであろうという農地、こちら県内の市町村の合計としまして 300ha ほどを推計しているところでございます。

以上、こうした過去のすう勢ですとか、いろんな諸施策の取り組み、こちらを考慮した推計によりまして、一番下の欄でございますけれども、平成 37 年に確保すべき面積の目標でございますけれども、現在より 700ha ほど減りまして、28,200ha となったところでございます。因みに平成 21 年度末の農用地区域内の農地の面積は 29,800ha でございましたが、これが 5 年後の平成 26 年度には 28,900ha と 900ha ほど 5 年間で減っていたところでございます。そうしたすう勢から見ますと、減少傾向につきましては、若干緩やかなものとなるのではないかと見込まれるところでございます。

それでは、次に 3 ページ目をご覧くださいと思います。

こちらは、今まきにご説明させていただいた内容が記載されているページでございますので、内容の説明は省略させていただきたいと思います。

では、4 ページ目をご覧くださいと思います。

2 番の諸施策を通じました農用地等の確保のための取り組みの推進と言う項目でございます。まず(1)の農地の保全・有効利用という項目でございますけれども、先ほど申し上げたように、農地中間管理機構による認定農業者などの担い手への農地の集積や集約化、そうしたことを促進するとともに、地域のコミュニティの活動ですとか中山間地域の農地の継続に対する支援、また、農振法ですとか農地法に基づく適正な土地の利用調整を行うことなどにつきまして記載をさせていただいておるところでございます。

また(2)の農業生産基盤の整備でございますけれども、農地中間管理機構と連携した土地の大区画化、また、農業生産基盤の整備・保全の推進、及び農用地区域への編入を積極的に行うことを記載しています。

(3)の非農地的な土地需要への対応でございます。農業以外の土地の利用の需

要、こちらは増加している部分も多少ございますけれども、そうした需要へ対応するための農地の転用を伴う農用地区域からの農地の除外につきましては、農用地区域内農地の確保を基本としまして、より適切かつ厳格な運用、こちらを図ることを「原則」として位置付けているところでございます。

また、次のページでございます。5ページ目でございます。おめくりいただきまして、(4)番、交換分合制度の活用でございます。農振地区域内におけます農用地の集団から、その他農業経営の基盤の強化に資するために行っております交換分合制度でございますけれども、こうした制度の積極的な活用を推進することにつきまして、記載させていただいているところでございます。

次に、大きな項目の3番をご覧くださいと思います。

農業上の土地利用の基本的方向についてでございます。こちらにつきましては、大きな修正の方はございませんけれども、6ページの(2)番をご覧くださいと思いますけれども、農業上の土地利用の基本的方向というところでございますけれども、こちらとしまして平坦な地域と中山間地域、それぞれの特色を生かしまして、より多様な農業を展開していくということを記載しているところでございます。

また、今後の地域の特性を活かした多様な農業の展開ですとか、農業生産基盤の整備など、農地利用の集積、耕作放棄の発生の抑制などを行いまして、優良農地の確保ですとか、有効利用に取り組んでいくこととしているところでございます。

それでは次に、7ページの方をご覧くださいと思います。

第2章に入らせていただきます。第2章、農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項でございます。

ここに書いてございます農業振興地域という言葉でございます。こちらは、都道府県の知事が、今後おおむね10年以上にわたりまして、総合的に農業の振興を図るべき地域として指定するものでございまして、農振法と国の基本指針に、農業振興地域の指定基準というものが定められているところです。

簡単にその指定基準をご紹介しますけれども、まず1つ目としまして、具体的には、農用地等として利用すべき相当規模の土地があることがまず大事でございます。その次に、農業経営の近代化が図られる見込みが確実である地域というところでございます。また、3つ目として、土地の利用上の高度化を図ることが相当と認められる地域という、こうした具体的な事項がございまして、そうした事項を踏まえて指定の方をさせていただいているところでございます。

それでは、指定予定地域の表を具体的に説明させていただきます。

表の指定予定地域名のところにつきましては、各市町村単位の地域名とさせていただいております。また、指定予定地域の範囲でございますけれども、農業振興地域の指定が相当ではない区域をこの表の中で列挙をしております。それらの区域を

指定予定地域から除くというような形で記載をさせていただいております。

また右側の方、指定予定地域の規模と書いてございます。総面積につきましては、国土地理院が発表した面積と整合しているところがございます。その下の括弧内におきまして、農用地面積と書いてございます。こちらは平成 26 年 12 月 1 日現在の農業振興地域内におけます農用地面積を記載しているところがございます。こちらでございますけれども、農業振興地域の指定基準に基づきまして、本年 6 月に県の関係部局でございますとか、市町村と調整しながら、既存の農業振興地域を一通り見直しの方をさせていただいたところがございます。

その内容としましては、例えば空港ですとか総合運動公園、ゴルフ場など、農業振興地域から外すべき区域をしっかりと除いた形で、農業振興地域の範囲というものを明確に定めさせていただいたところがございます。

以上、こちらの表が 12 ページまで続かせていただいているところがございます。

それでは、恐縮でございますけれども、13 ページをお開きいただきたいと思っております。

第 3 章 基本的事項でございます。3 章は大きな七つの柱で構成をさせていただいておりますけれども、この柱につきましては、農振法の第 4 条、第 2 項において、こういった柱構成にすべきというところで、明確に指示を明示されているものがございますので、その柱に沿って記載をしているところがございます。

まず 1 つ目の農業生産基盤の整備の方向でございます。まず、基本的な考え方としまして、原則として農用地区域内の土地を対象としまして、農業生産基盤の整備を推進していくというふうに行っているところがございます。

また、農業・農村の基盤整備でございますけれども、園芸作物など収益性の高い農業への転換を図るとともに、担い手の育成・確保に資するほ場整備等の基盤整備を推進すること、また、農地ですとか農業用水等の保全活動を農業者だけではなく、地域ぐるみで取り組みを進めることとしているところがございます。

次に 14 ページをお開きいただければと思っております。

次の項目、農用地等の保全に関する事項。2 番目でございます。こちらでございますけれども、この保全でございます。保全の方向につきましては、まず今後とも、県や市町村、農業者ですとか、団体が一丸となりまして、優良農地を良好な状態で保全していくという必要があるというふうに記載をしています。

また、飛びまして 15 ページの方をご覧ください。 (3) でございます。農用地等の保全のための活動でございます。具体的には、農業生産活動を共同で行う組織の育成に努めるということ。また中山間地域など生産条件が不利な地域におきまして、集落営農を推進すること。また多面的機能支払制度など各種施策を取り組んで、こちらを推進していくことなどを記載させていただいているところ

ろでございます。

次に大きな項目 3 番目でございます。農業経営の規模の拡大という項目でございます。まず、(1) 農業経営の規模拡大の方向でございますけれども、こちらの方向では、農作業の受委託を含めました幅広い形での利用権を積極的に促進していくと。また意欲ある農業経営者の方々に優良農地を集積し、農業経営の規模の拡大を進めていくこととしているところでございます。

(2) でございますけれども、利用促進の方向でございます。集落営農を推進するとともに、農業機械を共同で利用する、そうした仕組みづくりに努めていくこと。また、地域内におきまして、直販活動ですとか 6 次産業化などを推進していくこととしているところでございます。

また(3)に主要営農類型という項目がございます。こちらでございますけれども、現に県内の各地域で展開をされております優良な経営の事例に基づきまして、次の 16 ページから 20 ページにおきまして、各営農類型ごとに経営の概要ですとか特徴を明示させていただくとともに、今後想定される経営の改善事項についても細かく触れさせていただいているところでございます。

続きましたら、恐縮でございますが、少しページの方は飛びまして、21 ページをお開きいただければと思います。21 ページには、4 番目の項目でございます。近代化のための施設の整備という項目でございます。主要作物別の近代化施設整備の推進でございますとか、天敵などの生物資材ですとか物理的資材を用いた農業生産技術の導入、そしてまたこうち農業ネットですとか園芸流通センターの情報処理システムを有効に活用しまして、県下における広域ネットワークの形成に取り組むこと。また、次世代型ハウス等の整備の支援など、そうした項目につきまして、こちらの 4 番目につきましては、いろいろと記載をさせていただいております。特に 22 ページの(4)の項目でございますけれども「次世代型こうち新施設園芸システム」ということで、新たな項目として位置づけをさせていただいているところでございます。炭酸ガスの施用でございますとか、統合環境制御によります高品質の多収技術、そうしたものを導入したシステムにつきまして、新しく一つの項目として出させてさせていただいているところでございます。

次に 22 ページの大きな項目の 5 番目でございます。農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備という項目でございます。この施設整備の方向でございますけれども、(1) でございますが、就農支援の施設でございます。また、その農作業を体験するような施設、農業の情報に関する情報通信施設など、農業経営者の育成・確保につながる施設整備を推進していくことと記載させていただいているところでございます。

次に 23 ページの方をお開きいただきたいと思います。(2) でございますけれ

ども、農業を担うべき者の育成ですとか、確保のための活動という項目でございますけれども、農業経営者の育成・確保、また、農業経営体の育成、新規就農者の育成・確保、地域リーダーの育成、女性の農業経営者の育成、集落営農の育成、労働力の確保の仕組みづくりといった極めて重要な項目につきましてそれぞれ推進していくことについて、こちらの方では明記させていただいているところでございます。

次に、24 ページをお開きいただければと思います。

第6の項目でございますけれども、こちらは安定的な就業を促進するという項目でございます。

こちらでございますけれども、まず(1)としまして、目標でございます、過疎地域が多い本県でございますけれども、不安定な就業形態にある兼業農家に対して、安定した就業機会を確保していくことが、集落としての機能の維持ですとか若年層における農村への定住促進、こういったことにつながるということがございますので、農村における過疎化・高齢化の進行を抑制することが期待されるということが、記載されているところでございます。

また(2)の就業機会確保のための構想でございます。園芸用ハウス整備事業を活用しました園芸農業の導入、また、農産物の直販でございますとかグリーン・ツーリズム、そうしたことを通した都市住民との交流活動。こうしたことに取り組むことによりまして、集落としての機能の維持ですとか、若年層による農村への定住促進につなげるということとしているところでございます。

続きまして、最後の第7の項目でございますけれども、生活環境を確保するための施設の整備ということでございます。24 ページの一番下でございます。

(1)でございますけれども、整備の必要性でございます。集会の施設でございますとか、農村の公園など、農業の従事者の健康の増進ですとか憩いの場となる施設を整備すること、これによりまして、農業の従事者の方々と連帯感を育むということ。また、潤いと安らぎのある地域づくりを進めていく必要があるということとさせていただいているところでございます。

続きまして、最後のページでございます。25 ページ目でございますけれども、生活環境施設の整備の構想でございます。集会施設でございますとか農村公園などの整備につきましては、適正な規模及びその配置が必要でございます。また、農村固有の景観ですとか豊かな自然環境への配慮ということも極めて大事なこととなります。また農業の従事者以外の地域住民にとっても生活環境の改善につながるように配慮することが必要でございます。こうした地域住民の自主的な活動をもって施設の整備、維持運営、こうしたものがなされるように働きかけていくこととしているところでございます。

以上で、非常に駆け足で恐縮でございますけれども、簡単ではございますが説明

の方を終わらせていただきます。

委員の皆様方には、十分にご審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

(山村部会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今から意見交換に移りたいと思いますが、事前に資料の方をお目遠しいただいた委員さんもおられるかと思いますが、何かご意見等ございましたら、挙手でお知らせいただきたいと思います。

なお、議事録の関係上、発言の前にお名前をご紹介いただきたいと思います。よろしく願います。

何かございませんでしょうか。

(久岡委員)

いくつか質問を、質問は大したことないです。

このすう勢のところで、実は農地中間管理機構が借り受けて、荒廃の抑制をするということでプラス 300ha という数字が出ていますけれども、農地中間管理機構ができてから、今までの実績というか、どれぐらいの実績があって、将来 300ha が見込まれるという数字が出されたのか、まず 1 点。

(元木農地・担い手対策課長)

県の方ではございますけれども、中間管理機構の目標としまして 1,100ha ということは、基本的な方針として、本来は年間で取り組んでいきたいということは定めさせていただいておりますけれども、なかなか出し手の方々の農地がうまく出ていないというようないろんな状況もございまして、現在のところといたしましては、170ha という目標には大きく及ばない部分がございます。

そうしたところも踏まえておりますけれども、将来的にやはり大きな目標に向けて今後、先ほど申し上げたような出し手の掘り起こしを進めることで、300ha というのは、まず確保して行って、さらにそれ以上、進めていけるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

(久岡委員)

これからの取り組みの方向性としては、産業振興計画と歩を合わせるということでもよろしいと思うんですが、すう勢をみたときに少し心配をする部分がありまして、例えば平成 25 年の 8 月に農地・担い手対策課と私らの J A グループが、J A の作物部会、主に専業農家なり専業的な兼業農家なり、部会の方々の意向調査をした経過

があります。そのときの10年後どうなのかということアンケートで聞きますと、人は16%減少すると。農地面積が8%減少するという結果が出ております。

これはもちろん人口減少と農地の面積がイコールじゃなく、必ずしも比例はしないでしょうが、もう一つは専門的ではない、むしろ兼業農家、高齢化の兼業農家の意向というのは全く入っていないので、特に中山間地の高齢化が非常に進んでおりまして、こういったところの農地を誰が守るのか。集落営農だと言ってもなかなかそうはいかない部分があったりして、これが一つ心配であります。特に、鳥獣害対策もこの方向性の中ではひと言も触れてませんが、鳥獣害によって生産意欲がなくなっていくと。高齢化してもうイノシシ対策、シカ対策もようせんという方も結構おったりしてですね。どんだけこれから荒廃が進んでいるか心配をしております。

先般も高知新聞に農業就業人口が25年、4半世紀で6割減っていると。高知県もこの5年で20%減ったという記事が出ておりましたけど、こういうこと、特に中山間地を考えたときに、面積、農地は誰が守るのかということが、この対策だけではなかなか難しい面があるんじゃないかなと。そういう面でこのすう勢という、今までの数字をそのまま置き換えていくことがいいのかなという。少し心配でございますが、方向性としてはこれでいいんでしょうが心配をすることでございます。

(山村部会長)

お答えできる部分がありましたら。

(元木農地・担い手対策課長)

まずは中山間地域ですね。誰が守っていくのかというところでございますけれども、特に、まず一つの方策としましては、中山間地域において新たな農業を担ってくれる、その担い手の方々が入っていただけるのかいうところも一つでございますので、そうした関連では、中山間地で農業として働ける方々に支援をさせていただく。そうしたメニューも県としてはご用意させていただきながら、中山間地で農業の方を進めていただきたいということも一つでございます。

一方で、集落営農という形で中山間地域の中で、集落をどのように守っていただくのか。そうしたところをしっかりと取り組んでいただくということが基本でございますので、そうした中で、まず中山間地域の担い手、農業を担っていただける方をしっかりとつくっていくという方向を、これからも進めていくということが一つ重要なことかと思っておりますのでございます。

こうした荒廃が進まないような形には、まずまさにおっしゃっていただいたように、担っていただける方の育成・確保というところがまず極めて重要な点でございますので、そこに穴がないように取り組んでまいりたいと思っておりますのでござ

います。

(有馬地域農業推進課長)

少し補足させていただきたいと思います。まず、中山間地域の現状なんです、昨年度末に 2015 の農林業センサスというものが出ました。本県の中山間地域の状況を見ますと、まず農業就業者数が 20 年前から比べると、半分になっていると。それと 65 歳以上も約半分ということで、非常に厳しい状況であります。

そういった中で中山間地域の農業をどうやって守っていくかというところなんです、まず一つはですね、中山間地域の農業、農地と水路とか農道と言ったものをどうやって守っていくかといったところで、国の制度であります中山間地域等直接支払い制度、こういった交付金とか先ほどご説明もありましたけど、多面的機能支払いといったことで、農地と水路といった農業施設を守っていくといった方向性を謳っております。

それから、その中で農業者が高齢化していく中で、どうやって農業を守っていくかなんです、やはり先ほど、元木課長からありましたように、集落営農組織と言ったものがまだまだ高知県内では広げる必要があります。そういった集落営農の取り組みに加えて、昨年度から取り組んでますが、JA 出資型法人であるとか市町村の農業公社、または第三セクターといったところが地域の担い手となっていて、高齢の農業者を支える農作業受託でありますとか、庭先集荷といったことを担っていただくといった中山間農業複合経営拠点といったものを県内に広げていきたいと考えています。

またそういった拠点が、やはり若い方をどうやって中山間地域に持っていくかといったことで、例えば土佐町とか大豊町では、県外から、人材の派遣会社といったところに委託するなりして、県外から人を呼び込むインターンシップ事業といったものを嶺北地域とかではやっております。

高齢の農家さんを支える組織に加えて、いかに若い方を中山間地域に持っていくかといったところで、そういったインターンシップで呼び込んで、それから拠点で研修すると。研修していただいて、そしてその地域に就農、農地とかいったところのマッチングも含めて、そういった組織がやっていくといった取り組みを昨年から進めております。

こういった集落営農とか拠点といったもので、何とか中山間地域の農業といったものを守っていききたいと考えております。

(山村部会長)

ありがとうございます。久岡委員、よろしいですかね。

(常光特別委員)

ここに示された目標の数値 10 年後ということですが、途中経過のチェックとか、目標に対してかなり面積がこれに及ばないとかいうようなときに対策とか、そういったこと、どういう、やられるのかその辺りをお聞きしたいと思います。

(元木農地・担い手課長)

こちらの目標でございますけれども、出したら出しっぱなしということではございませんので、国と一緒にやってこのような数値に対しては、足もとの数字がどうなっているのかということは、定期的にチェックをさせていただくことになっているところでございます。そこの数字が目標に対して、非常に乖離しているような状況がございましたら、その段階におきまして、いろいろと見直しですとか対策を立てるといようなことになっておりますので、定期的にそこは国と一緒にやってチェックをしていくというようなものでございます。

(常光委員)

すみません、定期的と申しますと、何年にとか毎年とか、そういうふうな。

(元木農地・担い手対策課長)

今、確認をさせていただいて。

(山村部会長)

そしたら、そこは、それまでにして、先に他を。

(中村委員)

一つ中間管理機構の努力、成果もかなり出ているんじゃないかと認識しておりますけれども、そんな中でも耕作放棄地対策に中間管理機構が大きく力を発揮していかなければならないんじゃないかなとか考えます。

また、久岡委員もおっしゃってましたけど、鳥獣害対策というのが本当に切実な問題になっているかなと感じております。私が生産しております春野町もですね、非常にイノシシが出没し、タヌキは走る、キジもおる。サファリーパークのような状態になっているような感じなんですけど、そんなことで非常に稲が荒らされたり作物が荒らされる、作っても作っても荒らされてもうたまらんというような状況が身近にあるかなと感じております。そこで、耕作放棄地を解消していくことが鳥獣害対策にもつながっていくんじゃないかなと思うところもあつたりします。

そのマッチングの件なんですけれども、非常に努力をされているというふうに関

じておりますが、借りたいIターンの方々が定住してくださることにより農地面積も確保していけるのではないかと。そういう若い方々は、規模拡大化など、またUターンの若い方々も規模拡大化をしていくことによって、高知県の生産量も減少しない、増加していくような形で努力していくべきじゃないかなと考えます。

園芸連さんだとか、例えば市場の方々とも意見交換する中でも、必ず出てくるんですね。生産を上げてくださると。生産を確保してください。それは必ず出てきますので、生産を確保するためには生産をする人間が必要ですので、ということは農地が必要ということになりますよね。農地を安定的に活用し生産を上げていくためのIターンの若い方であるとか、Uターンの人だとかいう方の、いわゆる定住をするための住まいの問題、そういうことが今後の課題になってくるんじゃないかなと考えます。以上です。

(山村部会長)

何点かございましたがよろしいでしょうか。

(味元農業振興部長)

それでは、私の方から少しお話させていただきたいと思います。中間管理機構の中間管理事業と絡めて耕作放棄地対策、そういったものをどう進めていくかというお話。それと鳥獣害対策のお話がありました。鳥獣害については、鳥獣対策課の前課長がおりますので、あとで少しそちらにお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目のお話なんですけれども、実はまさにおっしゃるとおりで中間管理機構ができて事業を進める。そのねらいというのは、やはり積極的に事業展開をしたい。いろいろな企画なんかで展開をしたいという方に対して、積極的につないでいくということが一つあるかと思いますが、一つがまさ言われた、いわゆる管理をようしなくなって耕作放棄地になりつつあるような、そういうところをどういった新しい担い手につなげていくかという、そういう一つの狙いがあったんじゃないかと思います。

ただ、現実を見てみますと、やはりいわゆる手入れをしなくなって受けてもらいたい、誰かに管理をしてもらいたいというニーズと、何とか積極的にそれを活用してやりたいというニーズというのは、いわゆる耕作放棄地という視点で見ると、ミスマッチで出し手と借り手とのニーズが全然合わないというのが、実は先ほど課長からもお話がありましたけれども、高知県の中間管理事業がなかなか進まない、実績が上がらない、数字的に実績が上がらないというのが、まさにその部分、ミスマッチというところに原因があるように思います。

ですから、ある意味、大きな形で、あまり過度に農地中間管理事業に、いわゆる

耕作放棄地対策という観点で期待をするというのは、正直現実的ではないんじゃないかという思いを持っています。ただ、かと言ってそれを放置しておくということにはならないという中で、先ほど、有馬地域農業推進課長からお話がありましたけれども、特に中山間地域などの耕作条件の悪いところで、そういうものが発生した場合、やはりそこを何とか引き受けて、維持をしていく。あるいは何とか精一杯ぎりぎりのところでやっておられる方を少しでもお手伝いをして、それを少しでも長続きしていただく。そして耕作放棄地というふうな形のをできるだけ発生しないようにしていくという意味で、集落営農であったり、複合経営拠点というふうな人と体制がきちんと整ったもので、そういうような管理を引き継いでやっていくような、そんな仕組みを少し動かしていけないのかなと言って、ちょっと新たなあがきを始めたところでございます。ちょっとどんな方向で行くのか、少しまだ分からないようなところも正直ございますけれども、もう恐らくそういう方向しかないだろうというふうに思いますので、そういうようなことととにかく県としては全力を上げてチャレンジをしていく。耕作放棄地については、全くゼロにするということとは正直難しいかも分かりませんが、少しでも担い手がなくなったところについては、誰かが引き受けてやっていくという、それはある程度、複合経営拠点という言い方をしていますけれども、そういうような人と体制が整ったところが引き受けてやっていく。そのための担い手とか、そういう組織をきちっとつくっていくということでやっていきたいというふうに思っています。

一方で生産拡大の話も出ましたけれども、逆に農地中間管理機構というのは、どういうところで使っていくかという視点で言いますと、例えば南国市なんか大きな平野、ぱっと見てみましたら、耕作放棄地の方に米所がありますけれども、非常にきれいに、今見ましたらお米がきれいに植わっているわけなんですね。うまく農業が営まれているように一見見えます。ただ、その内実を見ますと、例えば親から田んぼを何 ha か引き継いだんだけど、なかなか自分ではよう管理せん。だから、例えば誰かこれを管理してくれる人はおらんろうかというて、例えばお米の耕作をされておられる方をお願いをして、でもお願いをされた方もなかなか米ばかり作っても儲けんし、ちょっとしんどいんだけど、頼まれたらしゃあないわなど、こういうような形で、例えばお引き受けをしゅうような形で、積極的にそれを貸し借りして農地を有効利用しているというよりは、何かこうお互いがあんまりいい感じではなくて使っていると言いましょうか、有効利用という観点というよりは、表面上はきれいに収まっているように見えるんだけど、その実は決してそうじゃないみたいなのが、結構あるんじゃないかというふうに思います。

一方では、例えば施設園芸をやりたいけれども農地がないとかいう課題がある。ですから、今後の農地中間管理事業の中で積極的に展開していきたいと思っています。

すが、そういう方々、要するに、農地を持っているんだけど、そこをうまくよう管理をせんという方に、そういう本当にやりたいという方に引き継ぐような、つなぐような、そんな役割を果たしていただけたらいいのかなど。要するに高知県の強みは、なんだかんだ言ってもやっぱり施設園芸であつたりすると思います。だから、そこを積極的に展開していくためには、農地を提供しなければならない。けれども、農地を提供するためには、やはりそういう方のご理解を得なければならない。土地を持っていて、よう管理をせんという方が多分いらっしゃるというふうに思いますので、そういう方を掘り起こして、意欲のある方につないでいく。そして、高知県の強みをどんどん増やしていく。そして、土地をお貸しいただいた方はお米で貸すよりは、施設園芸に貸した方が見入りがいい。土地の賃借料がよけ入る。粹な話かも分かりませんが、そんなような形で展開ができるような、そういう中間管理機構の使い方、事業の使い方というものがないのかというふうなことを、今考えてやっています。

そのための呼び水になるような予算を平成 28 年度に組んで、いろいろ取り組みも進めているところでございますので、そんなような形で取り組んでいきたいと思っています。

それからもう 1 点、大きな話としては、よく言いますのが生産拡大、流通販売の強化、そして担い手の確保・育成、この三つをまず、今ほとんど生産が縮小しています。ここを基点の、生産拡大をする。拡大をしたら当然市場でも価格形成も強まっていきますし、発言力も当然強まっていく。そして、当然見入りもある。実入りがあれば当然担い手が確保できる。担い手が確保できればさらに生産の量までつながるといふ、こういういい循環にしていこうじゃないかといったことで、3 期の産業振興計画については取り組みを進めている。その中に先ほど言いました生産の話では、土地の確保ですとかといった問題が出てくるし、担い手の確保といった関連も出てくるしというようなことでやっているところです。

少し長くなりましたが、そんなような形で。

(松村環境農業推進課長)

それでは、鳥獣対策の関係を若干説明させていただきたいと思います。3 月まで鳥獣対策課長をしておりましたので、またよろしく申し上げます。松村でございます。

鳥獣対策、中山間地域の大変大きな課題の一つになっておりまして、農作物被害のみならず、特に中山間地域の場合は生活そのものが脅かされていると。非常に重要な問題となっておりますので、これを何とか早期に解決をしていきたいということで、県の方では攻めと守り、そして住民のご意見をちゃんとお聞きをする体制づく

りをしております。

まず、攻めですが、これはシカ、イノシシ、サル、これをいかに捕獲していくのかということで、現在捕獲数、シカで年間約2万頭、イノシシで1万6,000頭余りを捕獲しております。サルの方が大体約1,000頭になります。これは狩猟者の方、県内に約4,000人いらっしゃいますが、この方たちに通常お仕事されているプラス狩猟に行っていたらこうということで、捕獲報奨金という制度を設けております。具体的に言いますと、シカ、イノシシ、市町村と県を合わせまして、今大体平均しますと、1万円と1万6,000円ぐらいです。捕獲報奨金を出しております。

また、守りの方ですが、これは中山間地域の守るべき集落、農地、これを個人ではなかなか難しいんですが、集落にお住まいの方みんなで集落をまるごと柵で囲んでいこうということに、お話し合いをしていただきますと、その柵を張るお金、経費がかかります。これを全額国費と県費でやっております。ただ、住民の方でやっていただくという必要性があるんですが、そうすることによって、柵で集落全体を囲むということで被害をなくしていこうということに、これは守りの部分です。具体的には27年度から30年度の3年間で、県内約2,500ぐらい集落あるんですが、3年間で被害のある500集落、1年間で170集落を目標に被害の大きいところから順番に柵を張っているところがございます。

もう一つ、住民の声をお聞きする、相談に乗る態勢。これは現在もJAに15名の鳥獣被害対策専門員、専門知識を持った職員を置いていただいております。そこで研修会をやったり、各地域で事業の取り組みの勉強をしていただきまして、人件費については全額県の方で見させていただくということで、地域に一番近いところに専門家を配備して、住民の方のご相談やご要望にお応えできる態勢づくりをしております。

こうすることで、何とか中山間地域の農地を守る、生活を守る、鳥獣被害から守っていくという取り組みをしていくところがございます。以上です。

(山村部会長)

ありがとうございました。それでは先ほどの、お願いします。

(元木農地・担い手対策課長)

先ほどの常光特別委員からのご質問でございますが、正確に申し上げますと、農振法の中で基準が決まっております、例えば毎年、目標を立てました面積の達成率が1割以上達成にいかない場合ですとか、あと目標を下回る状態がなかなか3年間継続している。そうした場合に一応国の方とも協議をした中で、是正をするようにと国からいろいろと言われるようなことは法律で規定をされているところがございます。

います。

その点、もしそのような状況になりましたら、いろいろなその是正の内容につきまして、検討させていただいた上で、この審議会でもお諮りをさせていただいて、一つの案を決めていくという、そういう手続きが必要になるということでございます。

(山村部会長)

常光委員さん、門田委員さん、よろしいですかね。

予定の時間が少し過ぎておりますけれども、他に何かご意見ありましたらお願いをいたします。

(高松委員)

すみません、芸西の方でおナスをやっておりますが、近代化、施設の整備とかいうのは若者のため、県の方も環境整備をハウスのこととか、お金の工面をしていただきましてありがとうございます。

現在、僕も山間地域のところで稲をやっていますが、集落的に今、芸西村の奥にあるため池、それが1万7,000m²、満水で2万m²ある。高知県でも4番目ぐらいに貯水量を確保できる池ですけど、そこの近くで今現在6名が山で稲を作っております。それも皆、イノシシも来るシカも来るき電気柵を皆構えてやっておりますが、その水路の方で現状維持をするのがなかなか難しいような状態になっております。それでやっておりますが補助金もなく、毎年水路を修繕とかいうのをやっておって、今の若いもんやったら育成・確保というがやけど、自分らは確保・維持するような状態になっております。だんだんととも年がたって、今大体100m²が山であります、大体山林になったり放棄地になるような状態になっております。

まず、一番先に水路の確保とかいうのを、何とかできませんかなという思いがあります。

(松尾農業基盤課長)

農業基盤課長の松尾でございます。水路の確保といったことで、確かに山間部へ行きましたら、非常に小さい水路等もたくさんあるかと思えます。今のお話でありますように、ため池から取水をして農地に灌漑をしていると。ただ、それを利用されている方々も少なくなってきた、なかなかその管理をするのが非常に厳しい状況になってきているというようなことだと思います。

そのために、一つ先ほど地域農業推進課長の方からお話もありましたが、そうした水路であるとかそういったものを管理をしていくための一つの国からの支援策と

して、多面的機能支払いという交付金がございます。そうしたものを活用して、一つそうした水路の溝さらえだとか草刈りだとか、そういった活用方法はご検討していただくものがあると思います。

また、一方で大変老朽化してきて、壊れてきて、そういう補修とかそうしたものが必要だということもあろうかと思えます。そうしたきめ細かな水路の対応として、補助事業といったものも一定規模以上のものが必要になってきますけれども、先ほど3haと申し上げましたので、なかなか国の補助事業としては厳しいところがあるかもしれませんが、そうした事業なんかも検討していくことはできるのかなと。

ただ、やはり一番最初に検討していただける方法としては、まずは多面的機能支払いという制度なんかを活用して、水路の維持をしていくと。当然そのことが農地を守るということには必須要件でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

(山村部会長)

高松さん、よろしいでしょうか。

その他にご意見ございませんでしょうか。

それぞれ活発なご意見をいただきましたが、それぞれご意見をいただいた皆様方、この基本方針(案)の修正等は必要ないという判断でよろしいでしょうか。

特に他にないようでしたら、ぼつぼつ部会としてのとりまとめを行いたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

本日、当部会での審議、そして国との事前調整を踏まえまして、事務局から示されました原案につきましては、私としましては、原案の内容は、適当であるというふうに答申をしたいと思えますが、委員の皆様方いかがでございましょう。

【異議なし】

(山村部会長)

ありがとうございます。

それでは、事務局から、答申文の案を皆様方にお配りをしたうえで、朗読してまいりますので、よろしくお願ひをいたします

【事務局が答申文の案を配付】

(事務局)

事務局より答申案を朗読させていただきます。

農業振興地域整備基本方針の変更について(答申)

平成28年8月2日付け、28高農担第305号で諮問を受けた農業振興地域整備基本方針の変更については、高知県農林業基本対策審議会運営要領第3の5の(3)の規定により、平成28年8月2日に審議しました。

審議の結果、原案の内容は適当であることを答申します。

(山村部会長)

ただ今、答申文の案の内容につきまして、朗読をしていただきました、皆様、この内容で答申してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この内容によりまして答申することといたしますけれども、この基本方針につきましては、今後、国との協議を行った上で、成案として公表することになります。この過程で、軽微な変更があった場合の取り扱いにつきましては、部会長に一任していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、本日の議事を終了させていただきます。

終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。皆様方の御協力をおもひまして、部会の運営を円滑に進めることができました。本日、部会の総意として、答申を行うことができました。委員の皆様のご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

今後は、新たな基本方針に基づきまして、県、市町村、農業者及び関係農業団体が一丸となって、農地の確保をはじめとした取り組みが進められることを祈念いたします。今年上半期、1月から6月まで台風の発生はゼロであったわけですが、発生が遅い年は発生総数は少ない傾向がある。ただ、大型化する傾向も同時にあるということですので、本県は台風、あるいは集中豪雨等の気象災害を毎年のように受けてきたところですので、今年はそういった災害がないことを祈りたいと思います。非常に暑い日が続いております。今年の夏は暑いという予報でもございます。皆様、体調に十分、気配りをいただきまして、頑張ってくださいと思います。本日は大変ありがとうございました。

以上で閉会をさせていただきます。それでは事務局にお返しいたします。

(事務局)

山村部会長、議事の進行どうもありがとうございました。また、委員の皆様方に

おかれましては、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
これを持ちまして、本日の部会を終了させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、高松委員と山本委員のご署名をいただいた
うえで、後日、委員の皆様方にお配りをさせていただきたいというふうに思ってお
ります。

本日は、どうもありがとうございました。

議事録署名人

委員

委員
